岩手県告示第228号

産業文化センター条例(昭和59年岩手県条例第45号)第6条第3項の規定により、岩手産業文化センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる金額 (附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額)
 - 表1 施設の利用料金
 - 1 催事場(アリーナに限る。)、附属展示場及び屋外展示場

	remon ()))									
	区	分		9時から	13時から	17時から	9時から	13時から	9時から	特別利用料金
				13時まで	17時まで	21時まで	17時まで	21時まで	21時まで	
		土曜	1階及び2	円	円	円	円	円	円	1 付加利用料
	展示会、見	日及	階を使用	287, 800	312, 600	392, 100	521, 300	704, 700	913, 000	金
	本市、共進	び休	1階のみ使	000 100	056 200	201 500	407 500	F77 000	740 700	入場料を徴
	会、品評会、興行その	目	用	236, 100	256, 300	321, 500	427, 500	577, 900	748, 700	収する場合は
	他の催しに	その	1階及び2	239, 300	260, 500	336, 000	433, 600	586, 800	760, 300	、1日までご
	使用する場	他の	階を使用	239, 300	200, 500	330,000	433, 000	300, 000	700, 300	とに1日の最
アリ	合	目	1階のみ使	196, 400	213, 700	275, 600	355, 700	481, 300	623, 500	高入場料(ア
ーナ	Ц	I	用	130, 400	210, 100	210,000	333, 100	401, 500	023, 300	リーナ、附属
	アマチュア									展示場又は屋
	スポーツ、	土曜日	目及び休日	81, 900	89, 400	111, 700	149, 000	200, 900	260, 500	外展示場ごと
	サークル活									に入場料を徴
	動又はレク									収する場合は
	リエーショ		<u>も</u> の日	68, 200	74, 500	93, 100	124, 000	167, 300	217, 000	、それぞれの
	ンに使用す			ĺ	ĺ	,	,	ŕ	,	施設ごとの最
	る場合									高入場料)の
附属原	吴 示場		日及び休日	53, 800	60, 100	74, 700	100, 400	134, 600	175, 100	50人分に相当
		その他の日		45, 300	50, 200	62, 500	83, 200	112, 600	145, 700	する額
			日及び休日							2 電気料及び
		·	ヘクタール	24, 500	26, 200	33, 100	44, 000	59, 200	77, 100	暖房料
	第1屋外展									(1) 電気料
	示場		也の日 (0.5							機械若し
屋外			タールまで	20, 200	22, 000	27, 500	36, 600	49, 600	64, 200	くは器具を
展示		ごとり								設置して電
場			日及び休日							気を使用す
			ヘクタール	11, 100	12, 100	15, 100	20, 200	27, 300	35, 300	る場合又は
	第2屋外展		ごとに)							冷房若しく
	示場		也の日 (0.5							は暖房を使
			タールまで	9, 500	10, 100	12, 800	16, 900	22, 800	29, 600	用する場合
		ごとり	こ)							においては

				, 1 k w h
				までごとに
				40円
				(2) 暖房料
				暖房を使
				用する期間
				においては
				、実費を基
				準として知
				事が定める
				額

- 備考1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日 までの日並びに1月2日及び3日をいう。
 - 2 「入場料」とは、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
 - 3 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
 - 4 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
 - 5 附属展示場について、その面積の2分の1のみを使用する場合の普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の50パーセントに相当する額とする。
 - 6 連続する3日以上の期間、アリーナを使用する場合(備考7の場合に該当する場合を除く。)にあっては、3日 目以降のアリーナの普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。
 - 7 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合における普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。
 - (1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。
 - (2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。
 - 8 この表により算出した普通利用料金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 催事場(アリーナ及び会議室を除く。)

区 分	9時から13	13時から17	17時から21	9時から17	13時から21	9時から21	特別利用料金
	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	
主催者事務室	円	円	円	円	円	円	電気料
土惟有事伤主	1, 100	1, 220	1, 590	2, 070	2, 820	3, 670	エアコンディ
第1主催者控室	1, 100	1, 220	1, 590	2, 070	2, 820	3, 670	ショナーを使用
第2主催者控室	1, 100	1, 220	1, 590	2, 070	2, 820	3, 670	する場合(主催
第3主催者控室	3, 420	3, 670	4, 650	6, 250	8, 320	10, 900	者事務室、第1
第4主催者控室	370	470	620	730	1, 100	1, 350	主催者控室、第

第1ロッカー室	1, 100	1, 220	1, 470	1, 950	2, 690	3, 420	2 主催者控室及
第2ロッカー室	1, 100	1, 220	1, 470	1, 950	2, 690	3, 420	び第3主催者控
第1シャワー室	470	470	620	840	1, 100	1, 470	室に限る。)に
第2シャワー室	470	470	620	840	1, 100	1, 470	おいては、実費
性則党	1 吐明ナベン	``					を基準として知
特別室	1 時间までこ	ごとに2,430円					事が定める額

- 備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
 - 2 アリーナを展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合における主催者事務室の普通 利用料金は、無料とする。
 - 3 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合における普通利用料金の額は、 この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。
 - (1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。
 - (2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。
 - 4 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 催事場(会議室に限る。)及び会議場

区 分		9 時から	13 時から	17 時から	9 時から	13 時から	9 時から	特別利用料金
		13時まで	17時まで	21時まで	17時まで	21時まで	21時まで	
	A会議室	田	円	円	円	円	円	電気料
催事	A云哦王	7, 470	8, 210	10, 160	13, 590	18, 370	23, 760	機械若しくは器具を
場	B会議室	4, 540	4, 910	6, 130	8, 210	11,020	14, 340	設置して電気を使用す
	C会議室	1,000	1,000	1, 350	1, 710	2, 310	3,050	る場合(第3会議室、
	特別会議室	16,000	17, 450	21, 830	29, 100	39, 290	50, 910	第4会議室及び第5会
	第1会議室	6, 150	6, 720	8, 380	11, 180	15, 100	19, 560	議室に限る。)又はエ
	第2会議室	8, 210	8, 950	11, 190	14, 920	20, 130	26, 100	アコンディショナーを
•	第3会議室	15, 390	16, 760	20, 980	27, 970	37, 760	48, 950	使用する場合(A会議
	第4会議室	30, 750	33, 560	41, 970	55, 940	75, 530	97, 890	室及びB会議室に限る
会議	第5会議室	15, 390	16, 760	20, 980	27, 970	37, 760	48, 950	。)においては、実費
場	第6会議室	8, 210	8, 950	11, 190	14, 920	20, 130	26, 100	を基準として知事が定
	第7会議室	9, 230	10, 070	12, 580	16, 760	22, 640	29, 340	める額
-	第8会議室	16, 420	17, 900	22, 380	29, 840	40, 300	52, 220	
•	第9会議室	30, 750	33, 560	41, 970	55, 940	75, 530	97, 890	
	第10会議室	18, 450	20, 130	25, 170	33, 560	45, 320	58, 740	
	特別室							

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時まで

のときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間 割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数がある ときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

- 2 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合における普通利用料金の額は、 この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。
 - (1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。
 - (2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。
- 3 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

表 2 附属の設備の利用料金

	区分			利用料金 (1回につき)	備考
	舞台	せり上げ舞台	1式	円 12, 230	
	設備	演台	1卓	540	花台を含む。
		舞台用幕	1式	6, 120	
		放送設備	1式	3, 910	20チャンネル音響調整ワゴン及びマイ クロホン1本付き
		演奏ワゴン	1式	2, 210	
		レコードプレーヤー	1台	930	
	才 细!	コンパクトディスクプレーヤー	1台	930	
	音響設備	ミニディスクプレーヤー	1台	930	
		カセットテープレコーダー	1台	930	
		デジタルテープレコーダー	1台	930	
		はね返りスピーカー	1組	670	
		マイクロホン	1本	540	
催事		携带用拡声器	1式	730	
場		フットライト	1列	670	
		アッパーホリゾントライト	1列	1,050	
		ロアホリゾントライト	1列	540	
	照明	ボーダーライト	1列	840	
	設備	サスペンションライト	1列	1,050	
	以加	シーリングライト	1列	1,640	
		シーリングライト (リング上)	1列	840	
		スタンド式ライト	1組	270	
		クセノンピンスポットライト	1台	5, 730	
	映像	ビデオセット	1式	910	
	設備	オーバーヘッドプロジェクター	1台	910	
	スポ	テニス用具	1式	620	ボール及びラケットを除く。
	ーツ	バレーボール用具	1式	620	ボールを除く。
	用具	バドミントン用具	1式	390	シャトルコック及びラケットを除く。

	等	バスケットボール用具	1式	1, 950	ボールを除く。
		卓球用具	1式	780	ボール及びラケットを除く。
		ハンドボール用具	1式	600	ボールを除く。
		電光表示盤	1式	5, 480	2面1式
	その 他	ピアノ	1台	4, 170	
		マイクロホン	1本	540	
	音響	無線式音声受信機	1台	80	
	設備	コンパクトディスクプレーヤー	1台	930	
		カセットテープレコーダー	1台	930	
	照明 設備	ピンスポットライト	1台	1, 440	
	Dich Vie	ビデオプロジェクター200インチ	1台	5, 590	
		ビデオプロジェクター100インチ	1台	3, 830	固定式
		ビデオプロジェクター100インチ	1台	3, 830	移動式
		液晶プロジェクター6,000ルーメン	1台	3, 010	
		液晶プロジェクター3, 200ルーメン	1台	810	
		16mm映写機	1台	2, 410	
人業		スライド映写機	1台	2, 390	固定式
会議場		スライド映写機	1台	1, 490	移動式
勿		カラーテレビ37型	1台	1, 790	
	映像 設備	プラズマディスプレイ50型	1台	1, 150	
	政加	モニターテレビ	1組	1,910	4 台卓組込み
		VHSビデオデッキ1	1台	940	
		VHSビデオデッキ2	1台	440	
		βビデオデッキ	1台	500	
		コンパチビデオデッキ	1台	760	
		教材提示装置	1台	1, 120	
		レーザーディスクプレーヤー	1台	450	
		カラーテレビカメラ	1台	1,740	
		オーバーヘッドプロジェクター	1台	1, 370	
	その	レーザーポケットマーカー	1台	130	
	他	ポータブルステージ	1台	430	

- 備考 1 9時から13時まで、13時から17時まで又は17時から21時までの使用の場合はそれぞれ 1 回、9時から17時まで又は 13時から21時までの使用の場合はそれぞれ 2 回、9時から21時までの使用の場合は 3 回使用したものとする。
 - 2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間4時間までごとに1回の利用料金を徴収する。
- 2 利用料金の適用年月日

平成27年4月1日